

令和元年度鳥取県環境審議会（第1回）

日 時 令和元年5月15日（水）

13：30～15：00

場 所 バードステイホテル 7階 銀河の間

○星見係長 委員の方、お一人、交通渋滞ということで、ちょっと遅れられるということですが、定刻になりましたので、ただいまより令和元年度鳥取県環境審議会第1回を開会させていただきます。

開会に先立ちまして、鳥取県生活環境部長より御挨拶申し上げます。

○酒嶋部長 皆さん、こんにちは。生活環境部長の酒嶋でございます。本日は、お忙しい中、令和元年第1回目の鳥取県環境審議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。通常であれば、審議会の会長のほうから御挨拶をいただくところでございますが、今回は、委員の皆様の改選後初めての審議会ということでございまして、まだ会長が選任をされておられません。したがって、事務局のほうを代表いたしまして、私のほうから一言御挨拶を申し上げたいと思います。

御案内のとおり、この審議会でございますが、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としたものでございまして、そして本県の環境基本計画、また湖沼水質保全計画、さらには廃棄物処理計画など各計画の策定、また自然保護区域の指定、さらには温泉掘削の是非など、県民にとりまして重要な生活環境に関する事項については、専門的な見地あるいは県民の目線で御意見をいただくという、そういった会議でございます。令和になりましてから、先ほど申し上げましたとおり初めての審議会となります。今後2年間、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、次第のほうにもございますが、会長、副会長の選任、そして各委員の所属部会の指名及び部会長の選任、続きまして、本日の諮問事項の説明、さらには部会の議決事項の報告をさせていただきたいと思ひます。この総会の後には各部会のほうでまた御審議をいただくこととなります。本日はよろしくお願ひいたします。

○星見係長 ありがとうございます。

続きまして、本日、テーブルの上にお配りしております資料の確認のほうをお願いいたします。資料は1から4までございます。過不足や欠損等ございましたら、後ほど事務局のほうにお申しつけください。

なお、本日欠席委員の皆様には、これらの資料を別途郵送しております、後日御意見をいただくこととしております。

では、本日の出席委員数は、委員数30名中20名でございます。鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第32条第2項に定める審議会の定足数である半数以上を満たしていることを報告させていただきます。

なお、本日は、要約筆記の方がおられまして、本日の会議では、御発言の前にお名前を事前に言っていただきたいとの御要望を伺っておりますので、よろしく申し上げます。

そうしますと、ここで議事に先立ちまして、本日は委員改選後初めての審議会となっております。本来であれば、出席者の皆様に自己紹介をしていただきたいというところがございますが、時間も限られておりますので、机の上に配付させていただいている名簿をもちまして、出席者の紹介とさせていただきます。

続きまして、審議会次第の2に参りたいと思います。会長、副会長の選任に入ります。

会長、副会長は、条例第31条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。

委員の方から立候補、御推薦等がございますでしょうか。

ないようですので、そうしますと、事務局のほうから提案させていただければと思います。

大変恐縮ではございますが、会長を松村委員、それから副会長を、本日は御欠席ですが、大住委員にお願いしてはどうかと思いますが、皆さん、いかがでございましょうか。（拍手）

ありがとうございました。

松村委員、よろしいでしょうか。

それでは、会長を松村委員、副会長を大住委員に申し上げます。

なお、本日御欠席の大住先生には、副会長の就任について御内諾をいただいております。

それでは、恐縮ですが、松村会長より御挨拶をお願いします。

○松村会長 ただいま審議会の会長を仰せつかりました松村と申します。私自身は今年の4月に公立鳥取環境大学を退職しまして、今はフリーの身ですが、主にやっておりますのは、東京オリンピック・パラリンピックのボランティアを担当するというところで、実は学問の世界とは離れて毎週のようにボートを漕ぐというスポーツ三昧の身です。廃棄物処理計画の策定がまだ途中のままでしたので、そのまま今、引き継がせていただいているとい

う状況でございます。

環境問題ですが、これから世界の中でいろいろな大きな課題を抱えていて、みんなで協力しながら問題を解決していかなければならないという情勢になっております。その中で与えられた役割を果たしながら、この鳥取県の環境問題について円滑に対応が進むようみんなで力を合わせて対処していきたいと、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

以上をもって挨拶にかえさせていただきます。失礼いたします。（拍手）

○星見係長 ありがとうございます。

それでは、今後の進行は松村会長にお願いします。よろしく申し上げます。

○松村会長 では、これから始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

お手元の議事次第にありますとおり、議事の1に各委員の所属部会の指名及び部会長の選任とありますが、これを行います。

まず、各委員の所属部会ですが、本来ですと、条例の第33条第2項によって、部会に属すべき委員は会長が指名することとなっておりますが、皆様の専門分野について、全て把握しているわけではございませんので、これについては事務局のほうから提案いただきたいと思っております。

また、今回初めて委員になられた方も多数いらっしゃいますので、議事の2の審議会の概要についてもあわせて御説明いただきたいと思っております。

事務局、よろしく申し上げます。

○木下技師 事務局、環境立県推進課の木下でございます。私のほうから説明させていただきます。

まず、資料の1、それから資料の2をごらんください。まず、資料の順番とは逆になりますが、審議会の概要について御説明をさせていただいた後に、部会の所属案ということで説明させていただきます。まず、資料2をごらんいただけますでしょうか。資料2、鳥取県環境審議会についてです。

まず、1番、環境審議会とはいうところですがけれども、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第27条というところに基づく県の附属機関ということになってございます。委員の先生は30名の学識経験者等で構成されており、知事の諮問に応じて環境保全、創造に関する重要事項などの調査審議を行うということになっております。このたび4月末に新たな任期がスタートいたしまして、今後2年間お世話になりますが、よろしく申し上げます。

その審議会の中には、後に説明しますが、企画政策部会、大気・水質部会、廃棄物・リサイクル部会、自然保護部会、温泉・地下水部会、そして鳥獣部会の6つの部会が設置されておるところでございます。

審議会手続の流れですけれども、左側に県、知事と書いてありまして、右側に審議会を書いております。本日もこの後諮問させていただきますが、県知事の諮問に応じまして、審議会において会が招集をされ、本日のような全体会ですとか、あと破線で描いてあるほうが個別の案件、専門的な事項については部会による審議をもって環境審議会としての県への答申をいただく、そういうようなことになっております。

次のページにつけておりますのが、関係する条例の抜粋でございます。

1枚おめくりいただくと、環境審議会の運営要領というところで、昨年11月に県の組織改正に伴いまして微修正したものを添付しております。

その右側、別表というところですが、この後申し上げますが、部会の所掌事務について整理をしたものでございます。一番上の二重の四角で囲ってあるところが本日の全体会でございます。環境基本計画の策定、変更に関することですとか、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況、いわゆる環境白書として毎年取りまとめをしておりますが、その関係のことですとか、その他、重要事項に関することということになっております。その6つの部会に関しては、記述しているとおりでございまして、それぞれ専門の分野に応じた案件を所掌しているところでございます。

おめくりいただきまして、現在の諮問の状況ということで、昨年11月に開催した際には、この4件を県から審議会に対して諮問させていただいたところでございます。1番が、まず、鳥取県環境基本計画の実行計画、環境イニシアティブプランというものがございまして、こちらの今後のことについて、それから、同じく県の地球温暖化対策計画について、この2つは関連する所掌に応じまして、企画政策部会に付議をされているところでございます。3番は、廃棄物処理計画についてということで、同じく11月に諮問させていただきまして、こちらは廃棄物・リサイクル部会に付議をされておるところでございます。4番は、県西部、島根県との県境にあります中海の湖沼水質保全計画、こちらの見直し時期に来ているというところで、11月に諮問させていただきまして、大気・水質部会に付議をされているというところでございます。

続いて、資料1にお戻りいただきまして、部会の所掌事務と皆様の御専門というところで、事務局のほうとしてはこのようにさせていただければなというふうに思う事務局の案

でございます。

まず、企画政策部会ですけれども、東委員、田村委員、手島委員、名島委員、本日まだお見えになっていませんが、米井委員、この5名にお願いしたいなというふうに思います。同じく大気・水質部会については、青木委員、上田委員、岸本委員、田倉委員、安田委員の5名にお願いしたいと思います。廃棄物・リサイクル部会につきましては、奥村委員、松村委員、三輪委員、清水委員、山崎委員の5名にお願いしたいと思います。自然保護部会につきましては、赤井委員、笠木委員、横山委員、大住委員、岡田委員の5名にお願いしたいと思います。地下水・温泉部会でございますが、石賀委員、北岡委員、中本委員、伊藤徹委員、松本委員の5名にお願いしたいと思います。そして最後、鳥獣部会でございますが、伊藤啓史委員、福安委員、土居委員、寶來委員、吉澤委員の5名にお願いしてはと思います。

御説明、御提案は以上でございます。

○松村会長 ありがとうございます。

ただいま事務局より審議会の概要についての説明と各委員の所属部会の提案をいただきました。ただいまの内容につきまして、御質問、御意見はありますか。

それでは、各委員の所属部会については、これでよろしいでしょうか。よろしければ名簿のとおりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして、今度は部会長の選任でございます。

これについてもこの場で決めたいと思います。こちらも条例によって、委員の互選で選任することとなっておりますが、各部会委員の皆様から立候補、御推薦はございませんでしょうか。

ないようですので、事務局から提案はありますか。

○星見係長 環境立県推進課の星見です。そうしますと、事務局のほうから、各部会の部会長の提案をさせていただきたいと思います。

まず、企画政策部会として田村委員、大気・水質部会として安田委員、廃棄物・リサイクル部会として松村委員、自然保護部会として大住委員、温泉・地下水部会として石賀委員、鳥獣部会として伊藤啓史委員にお願いできたらと考えております。

○松村会長 ただいま事務局から各部会長についての御提案がございました。御異議がないようでしたら、拍手にて御承認をお願いいたします。（拍手）

ありがとうございます。

御指名された委員の皆様方、よろしいでしょうか。

なお、本日御欠席の委員の皆様からは既に御了承をいただいているということをお伺いしております。

それでは、各部長の皆様、よろしくお願いいたします。

また、各副部長は、各部会の開催のときに決めていただければと思います。

続きまして、今度は議事の3、諮問事項に入りたいと思います。

今回は、諮問事項が1件ございます。環境影響評価制度のあり方についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

○若松課長 県環境立県推進課長の若松でございます。よろしくお願いいたします。

そうしますと、資料の3-1をごらんいただきたいと思います。諮問としまして、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第27条第2号の規定に基づき、環境影響評価制度のあり方について、審議会の意見を求めたいと思います。

環境影響評価、いわゆる環境アセスでございます。この諮問の理由につきまして、また説明させていただきたいと思います。おめぐりいただきますと、諮問理由と掲げているところでございますが、平成10年に当環境影響評価条例を制定した後、さまざまな事案について調査、予測等の制度の運用を行ってまいりました。平成25年度には、対象事業としまして風力発電を対象に加えるなど、状況に応じましてこれまでも制度の見直しを行ってきたところでございます。現在、国におきましては、大規模な太陽光発電所の設置の事業に関しまして、環境影響評価法の改正手続を行っておられるところでございます。具体には政省令の改正になりますが、それに伴いまして、本県の環境アセス条例、環境影響評価の制度のあり方について、御審議をお願いしたいと思います。

次のページ、資料3-2をごらんいただきたいと思います。まず、あらかじめ環境影響評価制度につきまして、簡単に御説明申し上げたいと思います。

1番の一番上に掲げておりますが、環境影響評価制度、環境アセスにつきましては、事業の着手前にあらかじめ環境に与える影響等を適正に調査、予測、評価を行い、環境保全に適正に配慮する未然の防止策として行われるものでございます。

性格につきましては、(1)に掲げておりますが、この環境アセス手続を通じて、事業者の事業計画を広く公表する。あわせまして、広聴機会を設けて県民意見を集約する。2番目の丸に書いておりますが、あくまでもこれは許可とか審査、いわゆる許認可行為ではございませんで、規制ではございません。むしろそういったさまざまな意見を集約するこ

とにより、事業者みずからよりよい事業計画に変更を行っていくというセルフコントロールの考え方を基礎にしているものでございます。このアセス手続を法及び条例で義務づけることにつきましては、先ほど申し上げた、まず環境の情報を的確に把握し、予測する。また、民意を集めてくる。そういった情報交流の手段であるとともに、その予測行為、県の審議会等を通じましていろいろ評価を行い、環境保全上の価値を的確に把握し、行動のルール、その計画をよりよいものにしていく。こういったものを義務づけているものでございます。

2番目に、これまでの制度運用の経緯を書いております。以前は閣議決定をもとにアセス手続等が行われておりましたが、国におきましては、平成9年に環境影響評価法を制定し、いわゆる法アセスのほうへ移行されたところでございます。これに伴いまして、本県におきましても、2段落目でございますが、平成10年に現在の鳥取県環境影響評価条例を制定し、これまで運用してきたところでございます。条例の制定後、3段落目に掲げておりますが、電子縦覧の義務化でありますとか、配慮手続を追加すること、また、対象として風力発電を追加するなど、制度の見直しを行ってきたところでございます。

おめくりいただきまして、次のページに、これまで法及び条例に基づきまして、本県におきましてアセス手続を行ってきた事業を掲示しております。3番目の大橋川改修事業は、松江、県外のものでありますし、法及び条例に基づくものではなくて、自主的に事業者である国交省さんがアセスされたもの、それに対して本県としても意見を述べてきたということでございますので、法に基づくものが実際5件。あと条例に基づくアセス手続としましては、4番目の東部広域行政管理組合が行います鳥取市河原町内の可燃物処理施設、この1件が条例によるアセス手続を行われたところでございます。

この条例の対象につきましては、ちょっと先のほうになりますが、資料3-2の別紙におきまして、法及び条例のアセス対象事業を掲げております。また後ほど説明させていただきます。

資料はお戻りいただきまして、4番目のところでございます。太陽光発電事業に係る環境影響評価に関する国の動向という形で、先ほど簡単に申し上げましたが、国はエネルギー基本計画等におきまして、再生可能エネルギーを主力電源化するという計画を掲げておるところでございます。現在、全国さまざまところでさまざまな再生可能エネルギーの導入が進んでいるところでございますが、近年、大規模な太陽光発電事業に伴いまして、昨年7月豪雨等もそうですが、土砂流出や濁水の発生、また、山を切り開いての開発な

どに伴います景観への影響、動植物、生態系への影響など、悪化している問題が、さまざまな問題がある。県内におきましてもそういった意見を伺っているという市町村からの声もでございます。こういった動きを受けまして、中央環境審議会に太陽光発電事業に係る環境影響評価のあり方について諮問したところ、本年4月におきまして、法のアセスの対象とすべきという答申を受けたところでございます。現在、5月10日から来月6月10日まで、国におきましては、この対象規模等のパブリックコメントを行っているところでございます。これは資料の中で一番最後のページに、今、国が行っておりますパブリックコメントのペーパーを添付しているところでございます。それぞれ対象の規模要件でありますとか施行期日等を、今、パブリックコメントを行っているところでございます。

5番目でございます。条例改正検討の必要性ということで記載しておりますが、本県においても、先ほど申し上げたとおり、県内で大規模な太陽光発電事業、これまでも整備されているところでございます。あわせまして、今後検討されている事業計画もあるように伺っているところでございますが、県内各市町村におきましても、例えば土砂流出、景観への悪影響、また、太陽光パネル設置に伴う光害と申しますか、反射の懸念、コンバーター等の騒音の問題など、いろいろ住民の皆さんから不安や悪影響への懸念が示されているという意見を県でも伺っているところでございます。こういった状況を踏まえまして、国におきましても法アセスの対象として太陽光発電を加えていることにあわせまして、本県においても条例アセスの対象として、太陽光発電につきまして、加えてはどうかというものでございます。

簡単に「加える」というのを説明しておきますが、条例の記載上、発電事業につきましても、火力発電、水力発電、地熱発電それと途中で加えました風力発電、原子力発電所は別のところで規定しているのですが、以上の4つの発電事業に関して、具体的に限定列挙して、法アセスと条例アセスの対象等記載しております。現在におきましては、太陽光発電につきましても、条例アセスの対象ではございませんが、一部、宅地造成事業という形で別の基準がございます。一定の規模以上の造成工事を行うものにつきましても、条例アセスの対象になり得るという形で条例上記載しておりますが、規模はかなり大きいものでございます。

先ほど申し上げました、ページを2枚ほどおめくりいただきまして、資料、別紙2の1という横長の表をごらんいただきたいと思っております。環境影響評価の対象事業及び規模という形で、今の現状の環境アセスの対象を掲載しております。列が5つございまして、左側



から2列目、3列目、これは国の法律に基づくアセスの対象となる事業と、さらに、一番右と右から2番目、これが条例のアセスの対象となる事業の規模要件と掲げているところでございます。発電事業につきましては、横線で区切っておりますが、5段落目になりますが、発電所としましては、水力、火力、地熱、原子力、風力、これが現在、県、法律ともアセスの対象となっているところでございます。おおむね法律の対象の規模要件から1段といたしますか、少し下げたところで条例アセスの対象という規模要件を設定しておりますところでございます。先ほど申し上げた太陽光につきましては、発電所、発電の対象にはなりません、現状としましては、下から4分の1程度のところに黒い太線がございますが、その上に港湾計画、その上に宅地の造成事業という事業があります。太陽光発電施設を設置するに当たり造成工事を伴う場合、この造成事業の対象になり、現状では、一般地域、条例アセスにおきましては、75ヘクタール以上、特別に保全すべき地域、特別地域におきましては、50ヘクタール以上の太陽光施設が条例アセスの対象となり得ると、ただ、新たに宅地造成を伴わない場合、例えば既存の雑種地等に設置する場合はこの宅地造成事業に該当しませんので、環境アセス、条例アセスの対象にはならなかったというのが今の現状でございます。次のページに特別地域の規定を掲載しておりますので、また後ほどごらんいただきたいと思っております。

そうしますと、資料のほうをお戻りいただきまして資料の3枚目のページをごらんいただきたいと思っております。6番、先進自治体等の例をそこに掲げております。現状としましては、5県が条例に太陽光発電事業を明記し、うち4県が既に施行されているところでございます。改正済みであります山口県におきましては、来月、6月1日より施行になる予定でございます。そこに5県掲げておりますが、対象の敷地面積等も20ヘクから100ヘクと、かなり幅広くしておるところでございます。

7番目、主な検討事項ということで、これは具体的には条例ではなく、県の場合、規則にその対象となる規模を定めるようにしておりますので、規則の改正事項になるところでございますが、先ほど先進自治体等の例も踏まえまして、規模をどれぐらいにしたらいいたろうかというのが1点目。もう1点目、(2)番のほうですが、地域特性を考慮して、一般的な基準と特別な基準、2段階の基準とする必要があるのではないかとということで、検討項目を掲げているところでございます。

まず、規模要件につきましては、説明を省略してしまいましたが、国の法律のアセスは、発電施設の出力4万キロワット、40メガワット以上をおおむねアセスの対象にしようと

いう形で現在パブリックコメントを行っているところでございます。これは電気事業法との関係で、出力で国のほうは規定したいという形で今動いているところでございます。

一方、条例アセスを検討する場合に、出力というものよりは、その施設が環境に与える影響を考えてみた場合、また、太陽光発電事業、その出力を一つの基準にしますと、例えば技術進歩に伴いまして、例えばより狭い面積で効率的に発電できるような今後の技術進歩も考えられるところでございます。環境影響という観点で考えた場合、その出力というよりは、どれだけの面積、面的に整備されるか、こういった基準を定めて環境アセスの対象としたほうが望ましいであろうというふうに今現在事務局では考えているところでございます。

その基準につきましても、そこに素案と掲げておるところでございしますが、敷地面積20ヘクタール以上を要件としては、条例アセスの対象としてはどうかというふうに現在検討を進めております。これは先ほど6番のところの先進自治体の例で、一番厳しいといただきますか、狭い面積の基準、2番目の大分県さんが、これは20ヘクタールという基準を設けていらっしゃいます。

また、(2)のほうですが、特別地域の設定ということで、一般的な雑種地等と、例えば環境に与える影響ということで考えれば、国立公園等の自然保全地域並びに景観並びに土砂流出等を考えますと、森林の開発、そういったものを伴うもの等については、20ヘクタールよりより面積を少なくして、条例アセスの対象にしてはどうかという形で考えているところでございます。

本県の現状等につきまして、次のページで簡単に説明したいと思っております。大規模な太陽光発電、既にこれはもう設置済みのものでございますが、参考1というところに掲げておるものでございます。このうち一番有名といただきますか、皆さん御存じかと思っておりますが、米子にあります鳥取米子ソーラーパーク株式会社が設置します米子ソーラーパーク、これは敷地面積が53.2ヘクタールという形になります。その他、50ヘクタールを超えるもの、敷地面積が120ヘクタールを超えるもの、これは旧ゴルフ場を跡地として、旧フェアウェイの部分に太陽光パネルを設置しているものが多いでございますが、そういったものもでございます。そういう形で主なものを掲げておりますし、参考2のほうで、縦軸を出力、横軸を面積というふうに掲げておるところでございしますが、ちょっと小さくて、薄くて、見づらいかもしれませんが、20ヘクタールというところが水色で色塗りしたものでございます。そうなりますと、現状としまして、現在稼働しております太陽光施設では、敷地

面積が20ヘクタールを超えるものは、ここでは7施設が対象になろうかと思えます。また、それ以下にぎりぎり20ヘクタールに行かない施設が1施設ございますが、おおむねこの20ヘクタールのあたりで線を引くと、大規模な太陽光発電は、現状としては対象になるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上、駆け足で御説明申し上げましたが、まずは条例アセスの対象として、太陽光発電事業、これを加えることが是か非か、また、その加えた際に、規模等の要件をどのようにしたらいいか、御審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

○松村会長 事務局から説明があったとおり、法改正の動きを受けた条例改正ということで、太陽光発電を対象に追加するという点について、基本的には御異議はないと思えますが、当審議会としても了解ということによろしいでしょうか。

御異議がないようでしたら、一応御了解ということで進めさせていただきたいと思えます。

なお、この素案の提示があった規模要件等の詳細、先ほど規模が3万キロワットとか4万キロワットとかヘクタールのことがありましたが、それにつきましては、専門的な審議が必要と思えますので、本諮問事項については、条例の第33条第3項の規定に基づき、企画政策部会に付議して、運営要領第6条第1項の規定による部会の決議をもって、本審議会の議決とすることとしたいと思えますが、いかがでしょうか。

済みません。その前に、ただいまの諮問内容について、御質問、御意見、ちょっとはしょってしまったのですが、何かございますでしょうか。

先ほどの20ヘクタールという線引きのところ、それからあとは3万キロワット、4万キロワット、そちらのほうの線引きの仕方、その辺について、先ほど事務局から説明がありましたけれども、その辺について、いろいろとお考えがあれば、それをもとに、きょうの後の部会でも反映していただきたいと思いますと思っています。

上田委員、どうぞ。

○上田委員 上田です。1点質問ですけれども、この参考1のところに県内の大規模太陽光発電所という一覧があって、もう既に稼働しているものが載っているんですけども、現在、鳥取県内で大規模なこういった太陽光発電所が計画されているようなところがもしあれば教えていただければと思います。以上です。

○若松課長 済みません。先ほどの参考1、未稼働な部分も一部含まれているところでございますが、事業にはもう既に着手されているというところでございます。

これ以外に事業の検討を行われているというところで、幾つか開発の協議でありますとか、法律のほうで太陽光がアセスに加わるという形で、条例ではどうですかという形で問い合わせを受けている件はございます。具体の企業、場所等はここの場では控えさせていただきますが、一部では40ヘクタールを超える大規模な太陽光発電事業を御検討されている事業者が、県東部の域ですけれども、ございます。山間部の空き地等を利用し、一部山林も開くようなことを考えていらっしゃるというお話は何ったことがございますが、具体の事業の事業計画だとか、そういったものはまだ策定の段階には至っていらっしゃらないので、我々も実際そこまで把握しておりません。

この太陽光につきましては、国のほうが事業認可等を行う関係で、実は県においては、いわゆるFIT認定、国のほうが買い取り制度、この事業者、この事業の、認可しますよという、その認可をしなければ、何ら今、実は太陽光発電事業が動いているということを知覚する手段がございませんで、このアセス、県条例に太陽光発電事業を加えることによって、少なくとも20ヘク以上の大規模な発電事業を行うような場合につきましては、必ず県のアセス手続を経るということになりますので、県も知覚することができますし、アセス手続を経て、県民の皆さんにまたお知らせすることもできるという効果もあろうかと思っておりますので、先ほど20ヘクタールと申し上げましたが、本県においては、他県では100とか50とか、かなり大きい基準がございしますが、それはできるだけ全国一番厳しいと言っては変ですけれども、そういった基準で設けていってはどうかと考えているところでございます。

○松村会長 ほかに御質問はございますか。

どうぞ、寶來委員、お願いします。

○寶來委員 1つ教えていただきたいのですけれども、参考2のグラフのところ、横軸が事業区域面積で縦軸が発電出力の関係を示したグラフがあるかと思うんですけれども、事業区域面積が120を超えている中で、発電出力が1万に行かないというのが、何かすごく効率が悪いというか、切り開いておきながら、それだけ出していないということは、事前の環境影響評価というか、その中でそういった議論というものはあるものなのでしょうか。

○若松課長 ありがとうございます。新たに切り開く場合には、当然環境への影響が大きいと思います。このグラフをお示しするのはちょっと悩んだことがありまして、それはまさに、今、委員から御質問あったところでございまして、横軸で見て、右側にありながら、

発電がそんなに高くない。これは先ほど申し上げたとおり、実は右から1、2、3番目というのは、以前ゴルフ場の施設であって、そのフェアウェイ部分に太陽光パネルを置いているというのが、実は右から1、2、3番目の施設全てそうっております。ですので、この3施設におきましては、新たに山林等を切り開いたりすることは、現在、この工事においてはなかったものと思われませんが、しかしながら、そのフェアウェイ部分、これまで緑があった部分に太陽光パネルを設置して、逆に例えば管理とか、ああいったものも適切に行われたい。ゴルフ場ですと、ずっと管理する人がそこを歩いていきますけれども、太陽光発電事業の場合、しばらく放置した状態になることもあると思いますので、こういったものは当然アセスの対象にしていってはどうかというふうに現在考えておるところでございます。

景観上も、本県の場合はあんまりわかりにくいですし、ゴルフ場に設置されていますと、遠目に見て見える施設もひょっとしたらあるかもしれませんが、山の中にあるものが多いので、実は空から見ないと余り景観にはひょっとしたら影響はないのかもしれませんが、場合によっては鳥とか、そういったものが反射光により海等と勘違いして、そこに突っ込むとか、そういった被害といたしますか、報告されている面もありますので、ある程度一定の面積があるものについてはアセスの対象にしてはどうかと考えているところでございます。

○寶來委員 ありがとうございます。

前回、人間活動で行われていた場所で、結局その事業が終わって、別のことでという意味で、有効利用するというのは私はすごくいいことではないかなとは思いますが、今後こういったデータが出てきた場合に、新しくやっていくとなったら、事前にあらかじめ人間としては、では、どれだけの面積でどれだけ見込めるのかというのが考える一つのきっかけになるデータなのかなというふうに思いました。どうもありがとうございました。

○松村会長 寶來委員、ありがとうございました。

ほかにどなたか御質問はありますか。

どうぞ、土居委員、お願いいたします。

○土居委員 野鳥の会鳥取県支部の土居といたします。アセス自体とはちょっと外れる質問と、それからお願いになるんですけれども、風力とか太陽光発電の事業者というのは、それぞれ事業が成立するかどうかというところだけで計画を立てていて、県のほうにいろんな打診があつて、あるいは、何というのでしょうか、特別天然記念物の種類とか、あるいは

鳥取県の条例に定めている希少動植物があるとかというリスクが事前に事業者には伝えられない、わからないというところがあって、それをアセスで解決するのはいいんですけども、事業がある程度進んだところでアセスをやって、莫大な調査費をかけて、事業者はなかなかそれがすぐ変更につながらないというところがあって、それが一番の問題点かなと思っています。

これを先進地では、もう既にヨーロッパとかアメリカなんか、日本もちょっと始めましたけれども、ここは開発してはいけない土地、ここは開発してもいい区域というのをきちんと今、分けつつあります。鳥取県のほうも、今、生物多様性の地域戦略というのを多分制作中だと思うんですけども、そういったところに盛り込んでいって、県の推進する課とそれをセーブする課というところの横の連絡をもうちょっときちんとしていただくと、アセス自体がもうちょっと楽になるかなと思います。以上です。

○松村会長 土居委員から相当重要なコメントがございましたが、県のほう、いかがでしょうか。

○若松課長 環境立県推進課です。今、土居委員がおっしゃったこと、まさしく私も半分そうでした、私の課の中は環境アセスを行う、環境を保全する業務と再生可能エネルギーを推進する業務、私自身も両方担っておりまして、難しいといいますが、私自身も非常に悩む部分がございます。

今、委員がおっしゃったように、欧米もそうですが、例えば国内においても例えばゾーニングという形で、風力でありますとか、開発、どこまでの開発を入れるかどうかわかりませんが、少なくとも再生可能エネルギーの発電施設を設置するのに望ましくない地域という形でゾーニングを行っていらっしゃる団体もございます。本県でも今、そういったことも研究といいますが、勉強しておりますので、先ほど委員からの提言を踏まえまして、他の計画とのバランス等も踏まえまして、どういった形で、今後、規制といいますが、することができるのか、また改めてひょっとしたら本審議会にいろいろ別の条例なり規則なりを御審議いただくことになろうかと思いますが、引き続き検討をしてみたいと思います。

○松村会長 土居委員、よろしいでしょうか。

ほかにどなたか、さらに今のことに関連して、御質問とか何かございますか。

寶來委員、お願いいたします。

○寶來委員 鳥取大の寶來です。もう1点教えていただきたいんですけども、これは例

えば実際事業を始めるという前段階で環境影響評価制度ということをすると思うんですけども、では、実際いいでしょうと認可がおりて、実際設置しました。その後の継続した影響評価というのは、これはどういうふうにつながっていくのでしょうか。1回やったらもう終わりになると考えていいんですか。

○若松課長 環境立県推進課でございます。資料のほうの参考の別紙1のところに環境影響評価条例手続の流れを、詳細なものをつけておりますが、この説明を省略してしまいましたので、簡単に御説明申し上げたいと思います。

主に環境影響評価の調査につきましては、5つの段階があります。まず、前段の配慮書、方法書という形で、事業者がそれぞれ書類を作成しまして、これを環境影響評価の委員会のほうで審議し、それぞれ意見を事業者に戻していくという流れになります。おおむね配慮書と申しますと、その事業計画、これは計画の段階において、こういった環境影響が懸念される、こういったものを調査したいという調査事項について、ここは審議するものでございます。2段階目の方法書というものは、そうした環境影響が懸念されるものをこういった形で、この範囲で調査を行っていきます。もしくはシミュレーション等を行っていきます。この段階ではまだぼやとした事業計画で進めてまいります。

実際、工事、実際、設計書、設計段階になりますのが、この準備書からの段階になります。方法書までに基づく環境影響評価の調査を行った結果、本事業において、こういう環境影響の配慮を行います、こういう工事を行いますという工法等を示すのが準備書の段階になります。そこで一部宿題等をやって、最終的にこういう形で工事を行いますという確定、おおむねその事業計画が済むのがこの評価書の段階になります。

発電事業等におきましては、まず、国の買い取り制度のFIT認定がございしますが、これは方法書を提出すれば申請できますので、まだアセスが全部終わってなくても、まずFITの認定、買い取りの事業計画の認定を受けることができます。環境アセス手続がずっと進んでいき、アセスが終わった段階で、ここの下に小さい字で許認可と書いておりますが、実際に例えば山林の開発計画等も並行して進める部分もありますが、電気事業法の許認可をいただいて、この段階から工事着手するという形になりますので、環境アセス中は実際には工事を行うことはできません。一部用地買収とか、そういったものは進められると思います。

一番最後の段階で、事後調査という形で書いております。これは逆に、今、寶來委員がおっしゃったように、事前に環境アセス、こういったものを配慮して予測し、工事を行っ

たと、その結果、その予測が適切であったか、さらなる環境配慮の工事等が必要ではないか、こういったものをやるのが事後調査という形で、事前の環境アセスに加えまして、事後評価を行うことによって、今後のよりよい環境アセスの手續、予測等につなげていくという流れになっているところでございます。

○寶來委員 これは事業が運営されている間はもうずっと継続的に行われるものということでしょうか。事後調査というのは工事完了の事後調査でもうおしまいということなんですか。

○若松課長 そこは事業によって違うんですけれども、おおむねその事業完了においてどうだったかという、ただ、ここの中で、例えば環境アセスの中でその後の維持管理事項とかありましたら、それが適切に運用されているかどうかという形で、場合によっては県のほうからもう一度事後調査を行うというような通知等を出して手續を行うこともできるかと思えます。

○寶來委員 ありがとうございます。

○松村会長 土居委員、どうぞ。

○土居委員 済みません。ちょっとさっきので補足です。事後調査、モニタリングをやりますという報告というか、アセス書の完了書には必ず書いてあります。モニタリング調査をやりますからということは書いてあるんですけれども、私は、国土交通省、国がやる事業以外で、民間がやる事業で、事後調査をやりますと言ってやった例は私のタッチした中ではありません。ただ、ここの中にも載っていますけれども、大山町の豊房で行われたカナディアンのソーラーの事業の中では、野鳥の会のほうと折衝した上で、事業者が自主的に1年間だけ事後のモニタリング調査をやったという例がありますけれども、ほとんど聞いたことがないです。

○松村会長 今の土居委員の知見も踏まえて、今後、よりよいモニタリング調査を進める仕組み、そういうことも含めて、いろいろと御検討をいただきたいというふうに思っております。

ほかに御質問とか何かございますか。

それでは、先ほど、ちょっとはしょってしまったのですが、この条例の改正というのは、太陽光発電を対象に追加するということについては、基本的には御異議がないということで、当審議会としても了承ということでしょうか。

それから、今度、素案の提示があった規模要件等の詳細、これは専門的審議が必要と思



われますが、これについては、企画政策部会に付議して、部会の決議をもって本審議会の議決とすることとしたいと思いますが、いかがでしょうかということで、今、いろいろと御意見をいただいたのですが、こういうことでよろしいでしょうか。

わかりました。

では、御異議がありませんので、本件については、今のこの審議会のいろいろな意見も踏まえて、企画政策部会に付議しまして、企画政策部会の議決事項とするということにさせていただきます。

では、続きまして、今度は議事の4、部会の議決事項の報告です。

これは、先ほどの審議会の概要の中でも説明があった、会長の同意を得て、部会において議決した事項について、審議会運営要領の第6条第2項に基づき、会長が審議会の全体会に報告するものです。

今回は、温泉・地下水部会において議決された地下水影響調査計画書等についてを報告させていただきます。

詳細については、事務局からまとめて御説明をお願いいたします。

○田中課長 水環境保全課長の田中です。資料4をお願いいたします。鳥取県環境審議会の温泉・地下水部会で、前回、昨年、平成30年11月以降の議決事項につきまして御報告をいたします。新しい委員さんもおられますので、本日報告するのは、根拠となりますと通りの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例、この仕組みについて、簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

資料4の裏面をお願いいたします。上の段を見ていただきまして、条例と届出の流れということで書いております。この条例は、一定規模以上の設備を有しまして、地下水をくみ上げられる事業者の方に2段階で届出をいただくものです。2段階につきましては、1段階は、井戸を掘削する前の周辺井戸への影響調査計画というものの1段階目の届出、2段階目は、その影響調査計画に基づきまして、その結果を添付して、いよいよ設備をつけますよというところでの2段階の届出ということになります。

今の流れを図で見ていきますと、一番左を見ていただきまして、事業者（採取前）というふうに書いておりまして、その下が井戸掘削前ということで、井戸を掘削するに当たって、周辺井戸への影響がないかどうか、水の枯渇がないかどうか、濁水がないかどうか、海水化しないかどうか、そういう影響調査の計画を井戸を掘ろうとする60日前までに届出をしていただくこととなります。その届出を受けた鳥取県は、真ん中、受付をしまして、審査

をしまして、この環境審議会の地下水部会のほうに諮問をさせていただくということで、先ほどの部会の委員の先生方にその内容についていろいろと審議をいただくということになります。その内容につきまして、県のほうに答申をいただきまして、県知事名で事業者のほうには、この影響調査の計画は妥当ですよとか、こういうことに気をつけてくださいというようなことをお伝えして、事業者の方はいよいよ井戸の掘削に入られるということになります。掘削をされた上で、先ほど第1段階での影響調査計画に基づいて、揚水試験ということで、どれぐらいの水量であれば周辺井戸には影響を及ぼさないというようなことの調査をされます。その調査をされた上で、大体妥当な揚水量というのを算定されまして、事業者の右段の一番下になりますけれども、第2段階での採取計画の届出ということで、こういう形での設備をつけますということで届出をいただくことになります。それがまた真ん中の鳥取県のところに来まして、受付、審査をしまして、またこの環境審議会の部会のほうに御意見を伺いまして、事業者のほうに御意見があればお伝えをして、事業を開始していただくということになります。今お話しした内容は、2の環境審議会の役割ということで、審議会と県の役割のところにそれぞれを記載しております。

今の資料4、もとに戻っていただきまして、(1)、今回30年12月21日に開催した部会での議決事項が2件ありますので、御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、(1)の上段のほうです。報掘22号と書いてありまして、この「報」は報告という意味です。それから、下段の諮採20号という、「諮」が諮問ということで、諮問させていただいたということになります。

上段につきましては、これは道路の融雪用の井戸になりまして、一番右の答申内容につきましては、答申内容は報告のため不要というふうに書いております。理由としまして、先ほど御説明しました条例につきましては、まず、この融雪の井戸につきましては、老朽化した井戸を更新するというので、古い井戸を廃止して、新しい井戸を隣につけるということで、その井戸につきましても古い井戸の揚水量をそのまま引き継ぐということで、その際には条例上は周辺への影響調査というのは求めないという取り扱いになっておりますので、この審議会のほうでの審議もいただいていないということで、報告事項ということになっております。

下段の事業につきましては、これは琴浦町の食肉加工の工場で、生産規模の拡大によりまして、既存4井戸ありましたが、新たに1井戸を造成してくみ上げ量を増加させるというものでございます。先ほど御説明しました第2段階での影響調査計画に基づいた調査を

されまして、その結果をもとに、周辺に影響がないかということをお審議いただいております。結果では、新規井戸をくみ上げることによりまして、多少下流域の井戸に影響があることが判明をしましたが、工場がお休みの際には水位が回復してくるというようなことをお伝えしまして、最終的に答申内容としましては、一番右に書いてありますように、地下水水位とか揚水量とかくみ上げ量、あるいは工場の稼働日数、この関係を事業者のほうに把握していただきながらくみ上げをしてくださいという答申をいただいております。その内容につきましては、先ほど御説明しました県の知事意見として事業者の方にもお伝えしまして、事業の開始をいただいているということでございます。

なお、先ほど周辺井戸で影響が多少あったという井戸がありますが、それは琴浦町の町が持つておられる井戸でございまして、町のほうにも協力をいただきまして、その井戸につきましては、水質の変化をモニタリングするような体制を整えているところでございます。以上です。

○松村会長 事務局、ありがとうございました。

ただいまの報告について、質問とか御意見はございますでしょうか。

特にないようだというのであれば、本件については、会長宛てにも連絡が来て、一応チェックした上で、最終的に答申という手続をするということにしておりまして、私も全ての情報を受けているということでございます。

では、審議会次第の4その他ですが、何かその他の議題はございますでしょうか。

ないようでしたら、その他の中に入りますけれども、本日、廃棄物・リサイクル部会と企画政策部会と温泉・地下水部会が開かれると聞いております。私が部会長をしております廃棄物・リサイクル部会ですが、この後、引き続き開催いたしますので、部会員の皆様には、今、2時35分ですから、15分後の2時50分に2階の会議室の2にお集まりいただくようお願いいたします。

ほかに何かございますか。

企画部会、田村部会長。

○田村委員 企画部会長の田村です。この後、同様に企画政策部会を行いますので、同じ15分後で結構です。企画政策部会はこの会場のままです。ここにお残りいただきますようお願いいたします。以上です。

○松村会長 それから、温泉・地下水部会、石賀部会長。

○石賀委員 温泉・地下水部会の石賀でございます。同様に、この後、部会を開催いたし

ますので、2階の第4会議室、15分後でよろしくお願いいたします。

○松村会長 ほかに何かございませんでしょうか。

特にないようですので、以上で本日の環境審議会を終了します。

なお、本日の議事につきましては、質問とか御意見等ございましたら、事務局のほうへ御連絡ください。

それから、委員の皆様には、御多忙中のところ、長時間にわたって当審議会に御協力をいただき、ありがとうございました。

そして、本日の議事録でございますが、改めて出席委員の皆様にご確認いただいた上で、資料とあわせて鳥取県のホームページで公開させていただく予定ですので、チェックも含めて御了承いただきたく、よろしくお願いいたします。

では、これで終わります。どうもありがとうございました。